

「災害救助法」による中小企業対策

令和元年第 19 号台風による甚大な被害が拡大しております。自然災害によって事業者が被災を受けた場合、まずは「災害救助法」による被災事業者対策が行われます。

◎令和元年台風第 19 号に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策について(10/15)
<https://bit.ly/35E5K9L> (経産省)

具体的には以下の 5 つの施策が実施されます。

1. 特別相談窓口の設置

岩手県(日本政策金融公庫八戸支店を含む。)、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部・関東本部及び東北経済産業局・関東経済産業局に特別相談窓口を設置します。

<https://bit.ly/2VKTi3r>

2. 災害復旧貸付の実施

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

<https://bit.ly/2VV84Vz>

3. セーフティネット保証 4 号の適用

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の災害救助法が適用された各市区町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。官報にて地域の指定を告示されますが、

信用保証協会においてセーフティネット保証 4 号の事前相談を開始します。

<https://bit.ly/2puNqz5>

4. 既往債務の返済条件緩和等の対応

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、**返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化**などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の災害救助法が適用された各市区町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として**即日**で低利で融資を行う**災害時貸付**を適用します。

<https://bit.ly/2Mi2VUO>

なお、今回の「災害救助法適用地域一覧」は次の通りです。適用地域は、岩手県から静岡県まで広範囲にわたります。<https://bit.ly/35zRlVn>

早急な相談・手続きがポイント

これらの施策を利用するには何しろ早急に関連窓口にご相談・手続きをすることです。また、今後、「**激甚災害**」指定された場合の施策については、「**罹災証明**」が必要になることがあります。その際に写真撮影が重要になります。その撮影方法にもコツがあるようですから、以下のサイトをご確認ください。

<Weathernews> <https://bit.ly/2OIVmaQ>

<社会災害研究センター> <https://bit.ly/32ftDIT>

また、融資関連などについては、**通常より利用しやす**くなっております。直近で融資などを断られている企業様も是非相談されることをお勧めします。また間接被害を受けた企業様もご相談してみてください。